

嘉島町立嘉島東小学校「いじめ防止基本方針」

平成29年4月策定

令和8年3月一部改正

1 「いじめ防止基本方針」の策定について

「いじめ防止対策推進法（平成25年）」第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年最終改定）」、「熊本県いじめ防止基本方針（令和2年改訂）」、「嘉島町いじめ防止基本方針（令和7年改訂）」を踏まえ、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定するものである。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極める。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみでなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ・不登校対策会議）」を活用して行う。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級または部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団等、当該児童間の何らかの人間関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられることなどを意味する。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

3 いじめの未然防止と対応のための具体的な施策

(1) いじめの未然防止のための取組

① 指導の在り方

教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることが絶対にならないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 互いの人権を尊重し、助け合い支え合う集団づくり

児童と児童、児童と教師の信頼関係を築くことに努めるとともに、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく。

③ いじめを未然に防止するための資質・能力を育む教育の推進

人間関係を形成していく能力や、立場や意見の異なる他者を理解する能力などを身に付けさせる教育活動を推進する。

④ 児童の発達段階に応じた指導

児童の発達段階に応じて、「いじめは社会のルール違反であり、犯罪にもなりうる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任を問われたりすることを指導する。

⑤ 行動に反映される取組

学校全体に「いじめをすることは格好悪いこと。人として恥ずかしいこと。」と考える文化が醸成され、児童個々の行動に反映される取組を進める。

⑥ ストレスに適切に対処できる教育の実践

集団の一員であることを自覚し、自信を持って行動できるようにすることでストレスを乗り越え、児童相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくる。

⑦ 児童によるいじめの未然防止の活性化

県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等を活用して、児童によるいじめの未然防止の取組の活性化を図る。

(2) いじめの早期発見の取組と対応の充実

① いじめの積極的な認知と適切な対応

いじめを積極的に認知し、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組むとともに、いじめの背景にある様々な要因に着目し、その解消や環境の改善を図る。

② いじめの問題の解決に向けて行動できる集団づくり

「助けを求める力」を育成し、保護者と連携・協力しながら、児童自身が主体的にいじめの問題の解決に向けて行動できる集団づくりを推進する。

③ いじめを訴えやすい体制の整備と教職員の資質・能力の向上

児童がいじめを訴えやすい体制を整備するとともに、教職員の児童の小さな変化やサインに気付く力を高める。

④ 情報集約担当者の配置

情報集約担当者の役割を明確にするとともに、児童・保護者・地域等に周知する。

⑤ いじめの問題への組織的な対応

いじめを察知・発見した際の適切な初期対応及び専門家や関係機関との連携を含めたいじめの組織的な対応を推進する。

(3) いじめに対する措置

- いじめを認知、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通す。また、家庭と連携しながら継続的な心のケアを行う。(いじめ・不登校対策委員会)
- いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成したマニュアル等を参考に、その手続きや留意点(調査票等の様式を含む)を自校化したマニュアルを整備しておき、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有する。
- いじめ・不登校対策委員会の開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく。

4 いじめの重大事態における対応について

(1) 重大事態の意味について

いじめにより児童が以下のように、生命、心身又は財産に重大な被害を受けたとき、または受けたと疑われたときに重大事態として対応する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

また、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていた疑いがある場合や保護者からの申し立てがあった場合についても、同様に対応する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大な事案が発生した場合、県教育委員会及び町教育委員会の指導の下、関係諸機関と連携を図りながら本校いじめ・不登校対策委員会が主導して事実関係を明確にするための調査の実施を速やかに行う。

その場合、重大事案に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを目的とする。

(3) いじめられた児童への聴き取りについて

- いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍する他の児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。その後、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

○いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに他の在籍児童や教職員に対する調査に着手する。

なお、児童の自殺が起きた場合の調査は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この場合、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

また、質問紙調査の実施により得られた結果については、その旨を調査対象となる在籍児童や保護者に説明するなどの措置が必要である。

☆ いじめ・不登校対策委員会

- ・熊本県いじめ問題対策連絡協議会
- ・熊本県いじめ防止対策審議会

嘉島東小学校 いじめ・不登校対策委員会

構成員・・・校長、教頭、教務、生徒指導担当（情報集約担当者）、人権教育主任、養護担当、関係機関児童の担任、関係職員、必要に応じて外部専門家等

外部専門家等・・・1 P T A 役員（会長・副会長）
2 外部機関等
①地域・・・主任児童委員、役場福祉課等
②県関係・・・S C、S S W、児童相談所等

【関連の校内推進委員会】

①人権教育推進委員会 ②生徒指導委員会 ③特別支援教育推進委員会

☆ 事案発生時における対応マニュアル

